

### ③「喫煙可能室」について

**【注意】**

- (1) 喫煙が禁止された場所に灰皿等の喫煙器具等を設置禁止
- (2) 喫煙ができる場所に20歳未満の方の立入り禁止(お店の従業員も含む)
- (3) 喫煙室を設置した場合は、お店の出入口 及び「各種喫煙室」の出入口に標識を掲示
- (4) 違反時には、指導・命令・罰則等が適用されることがある

	お店の一部を「喫煙可能室」とした場合		お店の全部を「喫煙可能室」とした場合
掲示場所	お店の主な出入口	喫煙場所の出入口	お店の主な出入口
標識例	 <p>喫煙可能室あり Smoking room available</p> <p><small>「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙可能室 Smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>	 <p>喫煙可能店 Smoking area</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。</small></p>
掲示する内容	店内に「喫煙可能室」が設置されていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙できる場所であること</li> <li>・20歳未満の方は立入禁止であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙できる店舗であること</li> <li>・20歳未満の方は立入禁止であること</li> </ul>
注意	<p>「喫煙専用室」等と同じ3つの技術的基準が原則として必要</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「既存特定飲食提供施設の要件」を満たすことを証明する書類を備え、保存すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①客席部分の床面積に係る資料、店舗図面等</li> <li>②資本金額または出資総額に係る書類（登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等）</li> </ul> </li> <li>・ホームページや看板等で、お店の広告・宣伝を行うときは、「喫煙可能室」を設置していることを明示すること。</li> </ul> <p>■ 届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「喫煙可能室設置施設 届出書」は市のホームページからダウンロードできます。</li> <li>・提出先は、宮崎市 健康支援課（TEL29-5286、FAX29-5206）</li> </ul>		<p>壁や天井等により、区画されていること</p>